

## 付 則

- 1 令和元年10月1日（以下「施行日」という。）の前日までに請求を受けた前払金については、第40条第1項の規定にかかわらず、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「令和元年度末」と、「入札(見積)前に明らかにした前払金の請負代金額に対する割合で計算した額」とあるのは「令和元年度の出来高予定額(当該出来高予定額に110分の2を乗じて得た額を除く。)」に入札(見積)前に明らかにした前払金の請負代金額に対する割合で計算した額」と、「請負代金額の」とあるのは「令和元年度の出来高予定額（当該出来高予定額に110分の2を乗じて得た額を除く。）の」と、「請負代金額が」とあるのは「令和元年度の出来高予定額が」と、「請負代金額に」とあるのは「令和元年度の出来高予定額（当該出来高予定額に110分の2を乗じて得た額を除く。）に」と、「請負代金が」とあるのは「令和元年度の出来高予定額が」と、「請負代金額以上」とあるのは「令和元年度の出来高予定額以上」と、「請負代金額未満」とあるのは「令和元年度の出来高予定額未満」と、第35条中「請負代金額」とあるのは「令和元年度の出来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の場合において、令和元年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、第40条第2項中「前項」及び「同項」とあるのは「付則第1項」として同項を適用する。
- 3 施行日の前日までに請求を受けた部分払における部分払金の額の算定については、第41条第2項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（令和元年度における請負代金相当額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」として同項を適用する。
- 4 第25条第1項の規定による請求があった場合においては、同条第2項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。